

過疎地の幼児教育について

——山口県のへき地保育所を中心に——



松川 由紀子

〈はじめに〉

高度経済成長によって急速に過疎化した地域においても、過密地域と同様に、幼児の集団生活の場として幼稚園・保育所のはたす役割は大きい。しかし、幼児数の少ない地域では、こうした幼児教育・保育機関の設置は不可能といつてよい。そうしたなかで、法的には無認可ではあるが、国庫補助対象のへき地保育所が、昭和三十六年以降設置されるようになった。当初三百六十箇所しか設けられなかったへき地保育所は、現在（昭和五十年）度）二千二百七箇所と急速に増加している。こうして、へき地保育所は、厚生省の管轄ではあるが、（保育機関としてだけでなく）過疎地の幼児の教育機関として大きな役割をはたしている。だが、へき地保育所についてはほとんど知られていないようだ。^①（なお、

国庫補助を受けていないへき地の無認可保育所は、数知れず存在すると思われるが、その実状は全くといっていいほど知られていない。）

この小稿では、山口県のへき地保育所の一実態をみていくなかで、過疎地の幼児教育・保育のかかえている諸問題を若干考察してみようと思う。その前に、へき地保育所とは何か、その位置をみておこう。

〈へき地保育所とは〉

へき地保育所については、昭和三十六年四月、厚生事務次官より各都道府県知事・各指定都市の市長あてに通達された「へき地保育所の設置について」およびそれに添付された「へき地保育所設置要綱」のなかで、その大体が定められている。それによる

と、へき地保育所は、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等の「へき地」に設けられ、二名の保母（うち一名は無資格でもかまわない）が約三十名の幼児を保育することになっている。そして、保育所経営に必要な経費については（その三分の二が国費および県費によって）補助が行なわれるが、建物の建築費、給食施設・遊具などの設備費については補助対象になっていない。従って、実際には、設置者である各市町村の負担が大きく、また、小学校などの旧校舎・遊具を使用し、その給食を利用する（あるいは各自弁当を持参する）場合が多いことが予想される。⁽²⁾

次に、国の定めた昭和五十年年度のへき地保育所運営費単価をみてみよう。

① 給与（保母二名、一か月分）

本俸……………一三〇、三〇〇円
 へき地手当など……………二六、四一八円
 合計……………一五六、七一八円

② 期末勤勉手当（保母二名、一か年分）

ア、（前年度から引き続いている）既設保育所の場合
 六・十二・三月一日に（あわせて）本俸の五・二か月分

イ、新設保育所の場合

十二月一日に本俸の一・八か月分

三月一日に本俸の〇・四か月分

③ 保育材料費（一保育所あたり、年間）

〔一日平均の収容児童数〕×〔七〇円〕×〔年間開設月数〕

④ 保健衛生費（一保育所あたり、年間）

〔一日平均の収容児童数〕×〔一五〇円〕×〔12〕×〔年間開設月数〕

⑤ 庁費（一保育所あたり、年間）

〔二七、〇〇〇円〕×〔12〕×〔年間開設月数〕

へき地保育所は、この運営費単価にそって、国費・県費・市町村費の三者によって同等に分担されて運営されるたてまえになっている。たとえば、児童数三十名の（既設）保育所の年間運営費としては、保母二名分の給与が一、八八〇、六一六円、同期末勤勉手当が一、四九三、三三円、保育材料費が三七、八〇〇円、保健衛生費が六、七五〇円、庁費が一七、〇〇〇円、合計二、七五七、〇九九円が見積られていることになる。これによると、保母一人あたりの給与および期末勤勉手当は（年間）約一三五万円となり、はっして高額とはいえないまでも、極端に低賃金であると

も思われない。それにくらべ、一児童あたりの一か月分の保育材料費が七十円、保健衛生費が十三円とはとても信じがたい額である。それとともに、給与・期末勤勉手当と、わずかな保育材料費・保健衛生費・庁費によってだけでは、保育所はけっして満足な運営はなされないと思われる。

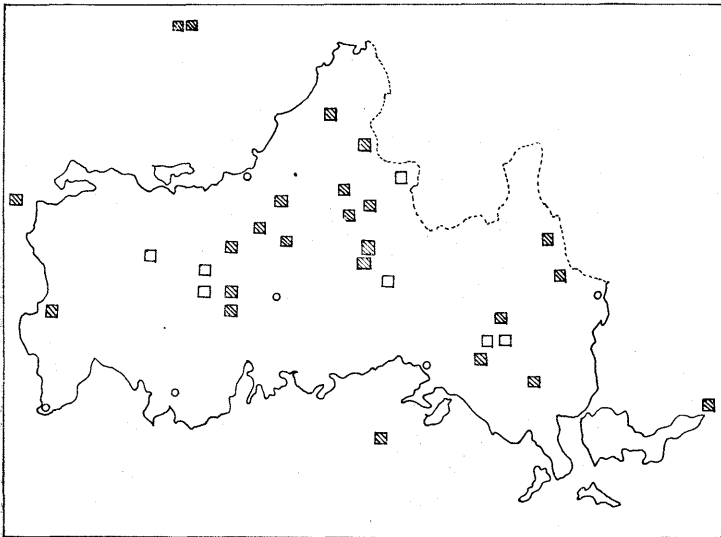
そこで、へき地保育所は実際にどのような運営がなされ、いかなる保育・幼児教育が行なわれているのか、今後解決されなければならない問題点は何なのか、に焦点をあてて考えてみたいと思う。すでに記したように、へき地保育所についてはほとんどわかっていないので、ここでは、対象を山口県内の三十一か所のへき地保育所に限定して諸調査を行ない、それによって若干の考察をすすめていきたい。

〈山口県のへき地保育所について〉

一 概観

本州の最西端に位置する山口県は、周知のように、県南部の海岸沿いに工業地帯・人口集中地域が広がり、北部および山間地では、一般に、人口が稀薄である。そうしたなかで県内には、山間地、離島などに三十一か所のへき地保育所が設けられている(図1)。(全国的にみると、北海道、新潟県などに多く、山口県はむ

図1. 山口県のへき地保育所分布図(昭和50年度)



□ へき地保育所 (31ヵ所)
 ▨ 筆者が実際に訪ね、面接調査を行なったへき地保育所 (24ヵ所)

しる少ないほうである。

二 調査方法

三十一か所のへき地保育所の概要、運営のしかた、保育内容上の悩み・工夫、過疎地の幼児教育・保育のかかえている問題点などについて調べるために、筆者はアンケート調査および面接調査をこころみた。

(一) アンケート調査

○ 第一アンケート

- ・ 期間 昭和五十年六月～七月
- ・ 対象 三十一か所のへき地保育所
- ・ 内容 設置年度・それ以前の保育施設の有無・利用建物・入所児童の年齢別構成・通所方法・保母数(保母資格の有無)・(五十年四月分の)給与・保育時間・保育料・昼食のしかた・絵本の所蔵数・季節休暇日数などを問う。

・ 回収率 百%⁽³⁾

○ 第二アンケート

- ・ 期間 昭和五十年十二月～翌年一月
- ・ 対象 (三十一か所のへき地保育所) 設置者である十三の市町村および二か所の社会福祉協議会

・ 内容 五十年年度へき地保育所予算額およびその内訳を問う。

・ 回収率 百%⁽⁴⁾

(二) 面接調査

- ・ 期間 昭和五十年七月～翌年二月
- ・ 対象 図1に示した二十四か所のへき地保育所保母・所長⁽⁵⁾
- ・ 内容 保母の勤務条件、研修会参加の状況、保育上の悩み・工夫、地域の中ではたしている保育所の役割、運営上の問題点、過疎地の幼児教育・保育のかかえている諸問題などを問う。

三 調査結果および考察

(一) アンケート調査

○ 第一アンケート

〔結果〕

表1のとおり

〔考察〕

へき地保育所が設置される以前の保育施設としては、何もなかった所が九か所、季節保育所・無認可保育所があった所が各八か所、幼稚園・幼児学級などが時々開かれていた所が四か所みられる。このように、三十一か所のうち九十四%にあたる二十九か所においては、へき地保育所設置が当地域の保育施設の発展形態と

して位置づけられるように思われる。

利用建物としては、小学校などの既存のものを使用している所が二十三か所（七十四％）みられ、いろいろな点で不便さがあることが予想される。

入所児童数としては、平均して一保育所あたり三十一名で、その大半は四、五歳児（七十五％）である。とはいへ、①②③のように六十名以上の所、④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように六十名以下の所、保育所によってかなりの差がみられる。

通所方法としては、七割の子どもが徒歩である。けれども、⑦⑧⑨のように、入所児童の七割以上が乗物（ほとんどバス）を使用している場合もある。

保育数は一保育所あたり平均二名で、うち一名は資格者である所が多い。

保育給与は一月あたり平均七万五千円である。これは、山口市の公立保育所保育（短大卒）の場合でみれば、経験（動統）年数二年目にあたる。この額は長年勤務している保育がいるなかでの平均値なので、一般に待遇がめぐまれていることが予想される。

保育時間は平均八時間、冬季は七時間四十分である。

保育料は一児童あたり三千二百円（一月分）が平均である。

認可保育所の保育料は保護者の収入によって差があるが、へき地保育所の場合はその九十四％の所において一率である。

昼食については、保育所で給食を用意する所が十か所である。このうち五か所では父兄負担で行なわれている。残り五か所（②③④⑤⑥）では調理員が各一名勤務しているが、その待遇は（この保育所と同様に）それほどめぐまれたものではないようだ。そのほか、弁当を持参する所が十三か所、小学校の給食を利用する所が八か所。

絵本数については、一保育所あたり平均して六十冊であるが、⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように二十冊以下の所もあり、まちまちのようだ。

季節休暇日数は、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように三十日以上もある所がある。つまり、小・中学校のようにある程度まとまった休暇をとる所があるのである。そして、⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように、盆・年末年始の前後に何日かプラスして休暇とする保育所もある。その他の所は、公務員並の休暇がとられている。

以上、大体の様子をつかんできたが、へき地保育所が具体的にどのような問題をかかえているのかについては、面接調査の結果とあわせて再び考察していきたい。

。第二アンケート

〔結果〕

表2、3のとおり

〔考察〕

一 保育所あたりの年間運営費としては、国の単価（保母二、児童三十名分の運営費単価は約二七五万円である）より下回る所が、②⑨⑩⑪⑫の四か所にみられる。また、保母年収が国の単価（二名分、約一三五万円）より下回る所が、①②④⑥⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の十六か所にみられる。特に、①②の七七万円は低賃金といわざるをえない。このうち、①②および⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の保育所については、その地域の社会福祉協議会が市町村の委託を受けて運営にあたっているため、連絡事務費、委託料などの経費が余分に必要になり、また、後者の五保育所では給食調理員が配置されているため、その人件費および給食材料費が予算に加えられるので、結果的に、保母の待遇を低下させている。このように、国の基準単価（それだけでもけっして満足な保育所運営はなされないにもかかわらず）を下回る保育所がいくらかでもみられることは、保母と子どもたちにとって問題で、緊急に解決されなければならないことと思われる。解決方法については、児童数三十名以上の①②⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮の保育所については、（小規模）認可保育所への移行が望ましいものといえよう。だが種々の

事情で困難な場合、あるいは④⑩⑪⑫⑬の保育所のように児童数の少ない場合は、⑬⑭⑮⑯のような運営方法のめぐまれた保育所を参考にすることが当座考えられる。

この⑬⑭⑮⑯の四保育所に共通することは、保母が町職員として安定した地位にあること、およびへき地保育所といえども町内の公立保育所運営と何ら差がないことである。

一方、年間運営費が五五〇万円を超過する保育所は①③⑤⑥⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の十一か所である。このうち保母の待遇が悪い①および②③④⑤⑥⑦⑧⑨の六か所を除くと、わずか③⑤⑥⑦⑧の五か所が残る。③は専任の所長が配置されている点でも望ましい。これらの保育所では、どちらかといえば安定した運営がなされているだろうが、それにしても、設置者である市町村の負担は莫大なものといえよう。このように、へき地保育所の運営においては、設置者の市町村の財政力、幼児保育・教育に対する理解の度合によってまちまちであることがわかる。

なお、需用費・その他の内訳であるが、食料費、光熱費、修繕料、代替保母賃金などを加えるか否かという点でまちまちである。そのため、一概には予算額を比較できないが、（保母の）人件費以外の予算の多少が設置市町村によってみられることは明らかになるだろう。

表1 第一アンケートの結果

保育所	設置年度	それ以前の保育施設の有無	利用建物	年齢別入所児童数					徒歩通	保育施設数	50年4月分与保母給分	保育期間	保育料(1か月平均)	品	給本数	冬季休業日数
				2	3	4	5	計								
①	48	所 季節保育所	小学校	0	29	33	31	93	93	4(0)	40,000	8(8)	2,900	当	100	42
②	49	所 季節保育所	小学校	0	14	11	12	37	37	2(0)	40,000	8(8)	2,800	当	25	42
③	40	所 季節保育所	小学校	0	0	8	10	18	18	2(1)	70,000	9(7.5)	2,000	用	30	50
④	44	所 季節保育所	公民館	0	3	5	5	9	9	2(0)	60,000	8(8)	4,000	用	50	0
⑤	36	園 季節保育園	小学校	0	1	1	4	6	6	2(1)	72,000	7.5(7)	3,000	当	90	0
⑥	44	園 季節保育園	小学校	0	13	20	15	48	48	3(2)	73,000	7.5(7)	3,700	当	100	0
⑦	44	園 季節保育園	小学校	0	3	11	6	20	20	2(1)	76,000	9.5(8)	3,500	当	20	0
⑧	37	園 季節保育園	小学校	1	3	4	8	16	11	2(0)	80,000	7.5(7.5)	1,500	当	10	0
⑨	39	所 季節保育所	小学校	0	1	2	3	5	5	2(1)	83,000	8.5(5.5)	3,000	当	20	34
⑩	41	所 季節保育所	公民館	5	2	2	3	12	11	2(1)	75,000	8(8)	2,200	当	20	0
⑪	47	所 季節保育所	小学校	2	1	3	6	12	10	2(1)	61,000	9(7)	2,000	当	30	15
⑫	47	所 季節保育所	小学校	0	2	12	18	33	14	2(2)	83,000	7.5(7.5)	9,000	当	20	0
⑬	38	所 季節保育所	小学校	0	2	4	10	16	15	2(2)	110,000	8.5(7.5)	3~8,000	当	60	0
⑭	39	所 季節保育所	小学校	0	0	2	4	34	24	2(2)	82,000	9.5(9.5)	6,000	当	125	0
⑮	37	所 季節保育所	小学校	0	5	10	19	34	24	2(2)	90,000	8.5(8.5)	5,000	当	50	0
⑯	36	所 季節保育所	小学校	0	3	5	7	15	3	2(2)	117,000	8.5(8.5)	2,500	当	50	0
⑰	37	園 季節保育園	小学校	0	15	23	15	50	50	2(2)	70,000	7.5(7.5)	1,500	当	50	0
⑱	49	園 季節保育園	公民館	0	0	0	21	41	18	2(2)	90,000	9.5(9)	3,000	当	200	0
⑲	38	園 季節保育園	小学校	0	11	13	17	41	33	2(2)	76,000	10(10)	2,800	当	200	0
⑳	44	園 季節保育園	小学校	1	11	16	24	52	33	2(2)	74,000	8.5(8.5)	2,800	当	140	0
㉑	44	園 季節保育園	小学校	0	9	12	15	36	14	2(2)	65,000	8.5(8.5)	2,600	当	30	0
㉒	47	園 季節保育園	小学校	0	20	24	27	71	10	2(1)	60,000	8.5(8.5)	2,600	当	30	0
㉓	48	園 季節保育園	小学校	0	6	10	16	32	11	2(2)	63,000	8(8)	2,600	当	20	0
㉔	49	園 季節保育園	小学校	0	17	25	18	60	33	2(1)	61,000	8(8)	3,500	当	50	0
㉕	47	園 季節保育園	小学校	2	2	2	4	10	10	2(1)	92,000	8.5(8.5)	3,900	当	50	0
㉖	48	園 季節保育園	小学校	0	10	12	12	36	36	2(2)	100,000	8.5(8.5)	5,000	当	50	0

㊸	43	無認可保育所	小学校	2	7	3	6	18	12	2(1)	60,000	9(9)	2,900	弁当	70	24
㊹	36	た 季節保育所	小学校 小学校 専用	0	2	2	2	6	6	2(1)	100,000	7.5(7)	2—4,000	弁当	50	0
㊺	36	無認可保育所	小学校 小学校 専用	0	8	4	11	23	10	2(1)	75,000	7.5(7)	3,500	専用	30	0
㊻	47			0	13	13	18	44	44	2(1)	63,000	8(8)	2,600	専用	30	0
合計				18	224	335	383	960	683	66(41)						
平均				0.6	7	11	12	31	22	2(1.3)	75,355	8(7.7)	3,210		59	

注) ・①～㊸の保育所は、後述のように、実際に訪ねて面接調査を行った保育所である。・利用建物のところで専用とあるのは、保育所として新築した建物を意味する。・給食は、同一保育所内保育の平均値を記している。・保育時間は、昼食時間および休憩時間を含んだ時間数を記している。・保育料のところで、〇〇～〇〇とあるのは、保育者の収入によって差があることを意味する。・星食のところで、小学校とあるのは、その給食を利用することを意味する。また、専用とあるのは、保育所において給食を用意することを意味する。

表 2 第二アンケートの結果 (その1)

保育所	職 員	児童数	運営費総額	給 料	手 当	雇 用 費	そ の 他
①②	保育6名	130	8,331,600	3,467,520	1,155,840	2,955,696	742,544
③	保育2・所長1名	18	6,548,000	4,350,000	790,000	1,015,000	393,000
④	保育2名	9	3,051,000	1,780,000	772,000	181,000	318,000
⑤⑥⑦⑧⑨	保育11名	103	19,481,808	10,065,700	5,234,554	1,517,900	2,663,654
⑩⑪	保育4名	27	7,906,100	4,078,000	2,119,000	794,000	831,100
⑫⑬⑭	保育6名	34	12,034,000	5,456,000	2,516,000	1,241,000	2,821,000
⑮	保育2名	83	12,303,000	8,349,000	3,098,000	417,000	439,000
⑯	保育2名	15	5,754,000	2,898,000	1,575,000	459,000	822,000
⑰	保育2名	50	5,091,000	2,141,000	1,037,000	769,000	1,144,000
⑱	保育2名	44	4,964,000	1,726,000	801,000	1,142,000	1,295,000
㉑	保育2名	41	5,759,000	2,512,000	1,185,000	604,000	1,458,000
㉒	保育4名	88	5,585,000	3,471,000	1,717,000	20,000	377,000
㉓	保育11・調理員5名	252	32,365,000	11,607,600	5,650,000	8,118,000	6,989,400
㉔	保育4名	48	11,826,750	7,041,000	2,389,000	1,961,500	455,250
㉕	保育2名	18	2,544,937	1,585,843	612,029	15,120	331,940

表3 第二アンケートの結果(その2)

	運営費総額	保母年収(1名分)
①	5,682,885	770,560
②	2,648,715	770,560
③	6,548,000	1,713,300
④	3,051,000	1,276,000
⑤	3,453,694	1,602,297
⑥	4,897,935	1,319,011
⑦	3,740,171	1,631,585
⑧	3,725,300	1,406,000
⑨	4,180,800	1,732,500
⑩	4,011,300	1,328,700
⑪	4,011,300	1,328,700
⑫	3,533,000	1,618,500
⑬	4,699,000	2,225,500
⑭	4,071,000	1,879,500
⑮	5,754,000	2,236,500
⑯	5,091,000	1,589,000
⑰	4,964,000	1,263,500
⑱	5,759,000	1,848,500
⑲	2,792,500	1,297,000
⑳	2,792,500	1,297,000
㉑	8,015,700	1,078,800
㉒	6,069,100	1,025,300
㉓	5,904,100	1,086,300
㉔	6,395,500	1,033,400
㉕	4,011,300	1,328,700
㉖	8,281,850	2,324,000
㉗	5,868,900	2,391,000
㉘	2,544,900	1,098,900
㉙	3,481,371	1,585,635
㉚	3,908,637	1,720,540
㉛	5,979,800	1,016,100

注) 保母年収(1名分)は、各保育所内の平均値を記している。

以上が、各保育所の予算の大概である。後述の面接調査結果とあわせて、再び考察していきたい。

(二)面接調査

〔結果〕

ここでは、面接調査を行なった二十四か所のへき地保育所(①から⑳)は、表1、2における保育所名を表わす)のそれぞれについて、事例として具体的に調査結果を記述していきたい。

① 四名の保母とも無資格。給与は月額四万円という低賃金。島から本土まで二時間半もかかるので、なかなか研修会に参加で

きない。戸外の自由遊びを多くとり入れた保育。島内には幼稚園はなく、へき地保育所のみなので、就学前教育機関としての島民の期待が大きく、保母として頭の痛いところ。旧小学校校舎を借用しているため不便なところも多く、九十余名の幼児が通所していることから、早く園舎を建て認可保育所に移行させたいが、何分にも財政難と有資格保母の確保がむずかしいことのため、なかなか思うようにいかない。

② 二名の保母は無資格だが、漁協関係者の強い要望で職に就く。給与は①と同じ。一名の保母が休むともう一名の保母に負担がかかることもあって、研修会参加はむずかしい。旧小学校分校

校舎を借用しているため、園庭、室内ともに狭い。人家から少し離れた丘の上に位置しているため、付近の野山によく園外保育にできる。漁業に従事する母親が多いため、保育所は必要な施設として住民に理解されている。同時に、幼児期の集団生活の場としての幼児教育への期待も大きく、保母としての資格取得に頑張っているが、なかなかむずかしい。

③ 四十代の保母は保育所として働きながら資格を取得した。

もう一人の二十代の保母（無資格）は高校卒業後、ずっと保母として働いている。何回か保母試験を受けるのだが、特に実技がむずかしく、なかなか合格しない。給与は四十代で月額八万円、二十代で六万円。船の便が一日わずか二往復なので、なかなか研修会に参加できない。園庭が狭く、海岸や裏山によく園外保育にできる。所長と保母のチームワークは良い。保母が病欠欠勤の時は代替保母がなかなかみつからないので困る。また、へき地（離島）ということで孤立しているようなので、保育内容面、運営面の研究のために、へき地同志の横のつながり、情報交換の場が切実にほしい。

④ 二名の保母とも無資格。給与は月額六万円。六万円もいたでくので恐縮するという。船の便が悪い（一日二往復）ので、研修会に参加することもむずかしい。町の様子や汽車や交通ルール

（島は面積一平方キロの小島のため、交通信号はない）などへき地で学べないことを絵本などで指導する。保育所に入所してから子どもたちが明るく活発になったので、島民から喜ばれている。島は急速に過疎化していて、来年度は十名近い子どもたちが来所するだろうが、その次の年からは五名にも満たなくなるので廃園になる恐れがある。

⑤ 四十代の保母（無資格）は若い頃小学校教諭だったが、地域住民の強い希望で、この十年余、保母として働いている。もう一人の二十代の保母は高校卒業後、働きながら資格を取得した。給与は四十代で月額八万円、二十代で六万五千円ほど。研修会には交代でよく参加する。保育内容のことで身近に相談できる相手がいないので、いつも不安がつきまとう。保護者と保母との「綴方帳」がすでに数年間活発に続き、両者間の話し合いは大変盛んで、少ない公的施設として地域民の生活の中心的存在になっている。現在、幼児数が六名ということのため、保母が一名に減少する恐れがあるが、安全面からも保母一名という事態はさげすむ。

⑥ 三名の保母は町職員として待遇は安定している。研修会へは交代でよく参加する。国道沿いのため騒音がひどい。旧小学校校舎を借用しているため、雨もりがひどく、室内は暗い。園庭は

非常に狭い。同地域にある公立保育所にくらべ、特に設備面において貧弱であるし、へき地保育所であることで差別の目で見られるので怒りを感じるが、逆に人一倍保育に情熱を燃やしてとりくんでいる。認可保育所への移行が望まれるが、独立園舎建築費の点で困難が予想される。

⑦ 保母の待遇や設備が、同地域の公立保育所にくらべて貧弱なことは⑥と同じ。代替保母はいないが、二名の保母が交代でよく研修会に参加する。小学校の一教室を借用しているため、授業の邪魔にならないように静かにさせねばならないが、雨天の時は大変にむずかしい。その半面、小学校側の協力があつて、幼小教育の関連について話し合ったり、養護教諭に歯みがきのしかたを指導してもらつたりしている。保育室がわずか一室のみのため、異年齢の混合保育になり、指導面でむずかしい。

⑧ 二名の保母とも無資格。給与は月額八万円。交通の便が悪いので、なかなか研修会に参加できない。町費で園舎を新築中なので、備品面のみならず保育材料費においても（予算としてはあつても）極度に節約せざるをえない。子どもたちの多くが五キロ以上も山道を歩いて登降するので、午後二時頃には降所する。冬季は積雪が多いが、それでも休む子どもはほとんどいない。現在、財政難のおりから予算どおりには行なわれないので、いろん

な点で不便がある。

⑨ 三十代の保母は長年の経験があるが無資格。家庭の都合もあつて思うように試験が受けられない。二十代の保母は、高校卒業後、働きながら資格をとる。給与は平均して月額九万円。（二十代の保母は）積極的に研修会に参加している。以前は、安全に子守りをしてくれればよいという保護者の考え方だったが、最近では早期教育への期待が大きく、保母としても努力してはいるが、諸設備が貧弱なため、思うようにできない。

⑩ 三十代の保母は無資格。二十代の保母は短大卒業後赴任。給与は月額七万五千円。代替保母の適任者がいないので、研修会に参加したり、年休をとろうとする時に困る。遊具が少ないこともあつて、環境を生かして大自然の中で思う存分のびのびと保育している。祖父母に過保護にされていた子どもたちが、集団の中で自主的になっていくので、保護者から喜ばれ、何事に対しても園に協力的である。他地域のへき地保育所保母（あるいは兼任の所長）と保育内容面、運営面の交流をしてよりよいものにしたい。

⑪ 三十代の保母は無資格。二十代の保母は短大卒業後赴任。給与は月額六万円。研修会へは交代でよく参加する。園庭は狭いので、近くの森へよく園外保育にでかけ、大自然を生かした保育を心がけている。障害児が一名いるが、その指導方法がわからない

ので困る。地域民の保育所に対する理解、協力の良さは⑩と同じ。

⑫ 二名の保母は町職員として、同地域の公立保育所保母と何ら差がなく、待遇は安定している。代替保母がいないので、交代で研修会によく参加している。旧小学校校舎を借用しているのに、室内は暗い。道路(国道)は交通量が多く危険なので、往復に五十分かかって子どもたちの見送りをしている。

⑬ 保母の待遇、研修会参加の状況、見送りについては⑫と同じ。隣接小学校の給食を利用しているため、毎日二時間、交代で一名の保母が調理、かたづけの手伝いをしている。

⑭ 保母の待遇、研修会参加の状況、見送りについては⑫、給食の手伝については⑬と同じ。建物は小学校旧校舎を借用しているので老朽化していて危険である。

⑮ 三十歳前後の二名の保母は短大を卒業した資格者。へき地保育所とはいえ、町内の公立保育所と何ら差がなく、公務員としての待遇、勤務条件が安定している。代替保母がいるので、研修会には二人とも積極的に参加する。自然を生かした保育だが、同時に絵画指導面その他で他園に負けないだけの努力をしているので、どこにいても肩身の狭い思いはまるでしない。地域民の園に対する自主的な協力精神は大変なもの。備品購入、保育材料費についてはあまり充実した予算ではないが、十年以上も続いている

る部落民全員による寄附(年間約十万円)があるため、不足分を補うことができる。へき地の保母が意欲的に保育にとりくめるようにするには、まず同じ町内の公立保育所保母と差のない待遇にしていくことが一番必要なことと思う。

⑯ 二名の保母とも島出身の資格者。幼児が五十名もいるのに保母が二名なので労働内容がきつい(島に適任者がいないので容易に増員できない)。給与は月額六万円。室内室外ともに狭く、保母不足のためもある。のびのびと保育することがむずかしい。乳児期に祖母によって育てられる子どもが多く、言葉かけや運動量が少ないため、言語面、体力面の発達の遅れがちな幼児が目立つ。保育所に通うようになると、登降に五キロ以上も歩く子どもがほとんどなので、集団生活のなかで、体力、言語面、社会性ともに活発に成長していく。全員がカギツ子(両親が漁業に従事し、祖父母が行商にでかけている)のために、出席率が高い。大体の保護者がよく働き、経済的に困らないため、かえって保育所まかせのところが多く、それほど積極的に協力する雰囲気ではない。所長は本土の保育所長と兼任なので不便ことが多い。

⑰ 保母二名ともに資格者。給与は月額六万五千円。公民館兼教育委員会兼保育所であるので、諸行事のある時は子どもたちを静かにさせねばならない。保育室に隣接した中学校の体育館を共

同で（遊戯室として）使用している。週に三日、臨時の保母が通勤するので、その時に主任保母が事務・雑務を片づける（主任保母が過労のため病氣入院し、その後、臨時の保母が配置されるようになった）。保育室が二室あるだけなので、思うように休憩時間がとれない。役場は保育所に対して大変協力的であり、二名の保母はあらゆる研修会に出張扱いで参加できる（その時は大体休園にする）。小規模認可移行の方向で検討しているが、独立園舎建築費の点でかなり困難が予想される。

⑮ 二十代、三十代の保母ともに資格者。給与はおのおの月額八万および十万円。公立保育と何ら差がないので、代替保母に頼んで二人とも積極的に研修会に参加する。ただ、建物は保育所専用で建てたものではないので、不便が多い。障害児が一名いるが、その指導にあたる手間・時間がないので困っている。地域民は保育所に対し協力的。へき地の保母が一同に会し、へき地保育の問題・工夫を話し合える場がまず第一に必要。

⑯ 保母二名ともに資格者。給与は月額七万六千円。幼児数が五十名を越えるのに保母は二名のため、特に四月当初は年少児に手がかかり、年長児は放っておかれる。もう一名の増員が望まれる。小学校の二教室を借用しているため、授業中は静かにさせねばならず、また雨天の時は講堂が小学生に占領されるので、保育

室で小さくなって遊ばねばならない。事務室、倉庫がないので保育室内にゴタゴタ並べている。年休があっても、もう一方の保母に迷惑をかける（代替保母がない）ので、思うようにとれない。研修会へは（図書館の職員の応援を求めて）交代で参加するようにしている。年休は、夏休みに交代でまともにとるようになっている。事務・雑務は図書館長兼任の園長がすべて積極的に行なう。ほとんどの家庭に祖父母がいて過保護になりやすいので、父兄は保育所の集団生活の意義を理解し、幼児教育に熱心である。認可保育所に移行させたいが、独立園舎建設費の点でむずかしい。

⑰ 保母二名ともに資格者。給与は月額七万四千円。小学校校舎の二階の二教室を借用して保育室としているので、不便なことが多い。傾斜の急な非常階段を常用していることは特に危険である。遊具、便所は小学校と兼用なので、適切なものであるとはいえない。国道沿いのため危険であるので、バス停まで子どもたちを見送る（三方向から子どもたちが登降するので、見送りに一時間以上もかかる）。

⑱ 保母三名（うち資格者二名）。予算としてはそれほど貧弱ではないのに、社会福祉協議会に運営を委託しているために、連絡事務関係の費用が多くかかり、保母の給与は月額六万円余で低い。代替保母がいるので、三人が交代で研修会に参加するように

している。地域民からは幼稚園という目で期待され、保母も幼児教育の場と考えて保育にあたっているので、へき地保育所というあつかいに保母として差別的ひびきを感じる。七十名余の幼児が通所していることから、認可幼稚園・保育所への移行が望まれているが、財政難のおりからむずかしい。

② 保母二名（うち資格者一名）。保母の待遇、研修会参加の状況は①と同じ。自由遊びを中心にした保育。給食調理設備がないので、隣接小学校の調理室のひと隅を借りている。

③ 保母二名ともに資格者。一名の保母は通勤に片道二時間近くかかる。待遇、研修会参加の状況は①と同じ。二名の保母とも地元出身者ではないので、保護者との連絡がうまくいかない。そのため、子どもたちのきかない言葉、つかい、暴力的態度などもうまく指導できないという。

④ 保母の待遇、研修会参加の状況は①と同じ。入所児童が六十名もいるのに保母は二名（ともに資格者）なので、労働内容がきつい。近くに歯科医がないので、虫歯で泣く子どもが多いことも悩みである。

〔考察〕

以上の二十四か所のへき地保育所に共通していえることは、入所児童のうちで、いわゆる「保育に欠ける」子どもたちが非常に

少ないことである。一般に、山間地では母親が農業に、離島では漁業に従事していて、ほとんどの子どもたちが元氣な祖母の手で育てられているといえる。そのため、過保護になりやすい。その点で、集団生活の場である（へき地）保育所が必要欠くべからざる施設として理解されていると思われる。つまり、へき地保育所の多くは、その地域住民によって、「保育に欠ける」子どもたちのための施設と考えられているのではなく、むしろ幼児の集団生活・教育の場として理解されているようだ（それは、人々がへき地保育所のことを「幼稚園」と呼んでいる場合が非常に多いことからわかる）。交通の不便な地で、バスを利用して通ったり、長距離を歩いて通う子どもたちがかなり多くいるが、そうした人里離れた地であればあるほど同年齢・近接年齢集団が幼児の発達上に必要といえよう。

代替保母賃金が制度化されている所が少ないので、交代で研修会に参加している場合が多い。また、年休はもう一方の保母に迷惑をかけるので、思うようにとれていない。過疎地であるため、代替保母として適任者を見つけにくいこともあるが、制度化される方向で検討されなければならないだろう。

保母の待遇については、市町村職員として安定した所もあるが、それに準ずるとい位置づけの所もあって、その差が著し

い。現状では、たとえ市町村の負担になろうとも、ともかく地方公務員として位置づけられることを望まずにはおれない。いくら子どもたちに対する愛情、情熱に支えられて保育にとりくんでいても、保母としての身分が不安定では落ち着いて勤務できないだろう。

保育所運営費の点でも、同地域の公立保育所との間に著しく差があることは望ましくない。たとえ市町村の負担が大きくなって、何ら子どもたちには責任はないので、できるだけ同一水準のものにしていきたい。

建物については、小学校校舎あるいはその一部分を借用しているところが多いために不便も多いが、独立園舎を建設するには莫大な費用を要するので、市町村にとっては容易なことではない。その点で、(小規模)認可保育所への移行はむずかしい。

過疎地で保育にあたる保母にとっては、保育内容面で不安を感じることもよくある一方、県・郡単位の諸研修会に参加しても見がうまく伝わらず、従って肩身の狭い思いをすることがよくあるらしい。もっと自信をもって地域に根ざした保育をすることが望まれるが、そのためにも、(たとえば混合保育の指導のしかたなど)過疎地の保育内容の研究がへき地の保母たちによってなされる必要がある。つまり、へき地の保母同志の横のつながりが必

要であろう。それは、運営面においても同様であるが、専任の所長がほとんど配置されていない現状では非常にむずかしい。

では、最後に、全体的な考察を述べることによってしめくりたいと思う。

〈おわりに〉

山口県のへき地保育所について若干の調査、考察を行ってきたが、現状では、一口にへき地保育所といってもその中味はまちまちであるようだ。特に、設置者である市町村によって、いろいろな点でその差は著しい。国の定めた単価によってだけでは、十分な保育所運営はなされず、従って、設置者に大きく負担がかからざるをえない。また、認可保育所に移行させたくても、独立園舎建設費その他の点で容易なことではない。

こうした現状では、へき地保育所に対する国の大幅な財政援助がどうしても必要といえる。さらに、制度的にへき地保育所を(保育所、小規模保育所と同様な)認可保育所として確立していく方向が検討される必要があるだろう。これは、へき地保育所に限ったことではない。へき地の幼稚園についても同様である。幼児数の少ない過疎地に、幼稚園と保育所の両方を設置する必要があるかどうかということについては検討されなければならないが、名

称はどうあれ、実質的に幼保一元化した形で幼児教育・保育機関が設けられることが大切に思われる。この点で、現状のへき地保育所にみられる教育実践、保育実践は一つの参考となるだろう。

へき地保育所に関する研究は、へき地保育所保母たちとの協力的なくしては不可能に近い。この点で、多くの保母たちとの日常的な交流が大切になってくる。こうした研究方法をこのささやかな研究調査によって再確認しながら、さらに多くのへき地保育所に関する研究がなされることを期待して筆をおく。

(山口女子大学)

註(1)へき地保育所に関する報告・研究は単行本としては皆無のようである(この点、へき地小・中学校の場合と異なる)。小稿としては、鷲谷善教著『私たちの保育政策』(昭和四十二年)、岡田正章著『日本の保育制度』(同四十五年)などの中でわずかにふれられている。また、報告としては、郷地二三子稿「保育の風土記」(東京保育問題研究会機関誌『保育問題研究』同四十九年三月・九月)、広田初江・沼フミ稿「へき地保育所と子どもたち」(雑誌『ちいさいなかま』同五十年十一月)などがみられる。そして、日本保育学会著『人口

流動と幼児保育——過疎化・過密化地域における実態——』

(同四十六年)には、へき地保育所に限定しないで(より広い視野から)、過疎地域における幼児保育の実状・問題点を調査・考察したものがみられ、参考になるように思われる。

なお、拙稿「岡山県のへき地保育所に関する一考察」(日本保育学会第二十八回大会研究発表集、同五十年五月)では、そのおおまかな実態にふれている。

(2)「へき地保育所設置要綱」によれば、建物については、独立園舎でなくてもよく、公民館、学校などの(常時使用でき)既設建物の一部を用いてもよいことになっている。そして、遊具その他の諸設備は必要に応じて(地域の実状に応じて)備えることとされている。このように、へき地保育所の設備に関しては法的拘束力はない。

(3)アンケート回答を期間内に郵送してくれた所が二十一か所、面接調査とあわせて記入してもらった所が九か所、電話をして答えてもらった所が一か所であった。

(4)ある町役場からは回答がとどかなかったが、筆者が訪ねて行った時には答えてくれた。

(5)三十一か所のへき地保育所に面接調査実施を文書で依頼したが、三か所から丁重に拒否され、四か所から回答がなかった。